

上海における消費課税の一本化の試行政策について

中国の消費課税は、日本とは異なり、「増値税」と「営業税」の二つの主要税目が存在する独特の税制となっています。それが省令(※1)により、2012年1月1日から上海地域の一部の業種について「営業税」の課税を廃止して「増値税」に一本化されることになりました。今回は、この営業税と増値税の一本化の試行について解説します。

(※1)『営業税改増値税試点方案』財税(2011)110号

1. 増値税と営業税

中国の消費課税は、物品の製造には「増値税」、サービス業などの役務の提供には「営業税」を課税しています。「増値税」は、売上に係る増値税から仕入に係る増値税を控除(=仕入税額控除)して税額を算定するといった付加価値税で、日本の消費税に相当します。これに対して「営業税」は、売上高に一定の税率を乗じて税額を算定するといった取引高税であり、仕入税額控除という概念は存在しません。増値税の基本税率は17%、営業税の主な税率は3%または5%となっております。

2. 一本化の目的

今回の試行では、消費課税である営業税と増値税が並立することにより、企業間取引において消費課税の税負担が累積するといった弊害の解消を目的としています。したがって、この省令により新たに増値税の課税対象とされる物流業、新製品開発、設計などの第三次産業では、租税負担の転嫁が可能となり企業の発展が促進することが見込まれています。

3. 上海市試行制度の概要

上海地域に限定した消費課税一本化の試行は、営業税を全面廃止するものではなく、交通運送業及び現代サービス業等の限定された業種で営業税が廃止されます。今回の試行により、これらの業種は増値税の課税対象に入ることになります。試行対象となる業種区分と増値税率は下記表のとおりです。

なお、他の業種については、今後、段階的に増値税の課税範囲が拡大されていく模様です。

《今回の試行により増値税の課税対象とされる業種区分(※2)と税率》

業種区分	具体的な業種	増値税の税率(※3)
交通運送業	陸路運送、水路運送、航空運送、パイプ運送など	11%
現代サービス業	研究開発及び技術サービス、情報技術サービス、文化創意(意匠)サービス、物流補助サービス、認証コンサルティングサービスなど	6%
	有形動産賃借サービス	17%

(※2)『交通運送業和部分現代サービス業営業税改増値税試点実施弁法』第8条

(※3)上海の増値税の税率は、6%、11%、13%、17%の4段階となる。

今回の試行により、上海地域の租税環境が他地域より相対的に有利になり進出エリアとして優位性が発揮されることから、再び上海進出ブームが形成されることが中国側からは期待されています。